

## インターネットで 選挙速報を行います

投票速報及び開票速報を市ホームページと携帯電話サイトにて掲載します。ご覧ください。

投票速報：各投票日の午前11時頃～  
開票速報：各投票日の午後10時頃～

市ホームページ/  
<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/shisei/senkyo/tokaihyo.html>  
携帯電話サイト/  
[http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/shisei/senkyo/tokaihyo\\_m.html](http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/shisei/senkyo/tokaihyo_m.html)

◆郵便等投票証明書が必要  
郵便等投票を行うには、郵便等投票証明書が必要です。お持ちでない方は申請手続きが必要です。  
既に証明書を保持している方も、7年間の有効期限を過ぎていたり紛失した方は新たな申請手続きが必要です。

### 代理記載制度

郵便等投票対象者のうち、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する他の方に代理記載してもらうことができます。

### 選挙公報

は視覚の障がいの程度が特別項症から第二項症の方

### 投票所入場券

各選挙の告示日までは配達する予定です。  
投票する際に入場券を忘れた場合でも投票ができます。

次の①または②に該当する方が対象です。  
①身体障害者手帳に上肢または視覚障がいの程度が一級の方  
②戦傷病者手帳に上肢または

市選挙管理委員会事務局  
☎2316499

## 登録機関一覧

車種	登録機関名
・原動機付自転車(125cc以下・ミニカー) ・小型特殊自動車	稚内市役所 課税課資産税グループ 〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号 ☎23-6393
・軽自動車(軽4輪) ・125cc～250cc以下のオートバイ ・スノーモービル	旭川地区軽自動車協会 〒070-0876 旭川市春光6条5丁目1番24号 ☎0166-53-7300
・250cc超のオートバイ	(社)旭川地方自家用自動車協会 〒070-0902 旭川市春光町10番地 ☎0166-51-1221

変更の場合は  
3月31日までに手続きを  
軽自動車税は、その車両の定置場所の市町村で4月1日現在の所有者または、使用者に課税されます。  
譲渡や廃車、市外へ転出などの変更があった場合は、該当する登録機関での手続きが必要となります。

3月31日までに所定の手続きが行われていない場合は、登録されている所有者または、使用者に課税されますので、必ず登録機関で手続きを行ってください。  
▼転入・転出した場合  
所有者や使用者の住所が転入や転出により変更になり、車両の定置場所が変更となった場合は、車検証上の住所変更の手続きを管轄地区の登録機関で行ってください。  
なお、管轄地区が変更となった場合、「税止め」の手続きが必要となります。ご自身で手続きをする方は、市課税課までご連絡ください。

## 納期限は4月30日まで 軽自動車税の 納入を忘れずに



軽自動車税は4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している登録名義人に納めていただく税です。  
平成27年度軽自動車税納税通知書の発送は4月中旬を予定しています。納期限は4月30日です。納期限内に納めていただきますようお願いいたします。

▼所有者が亡くなった場合  
ご家族や別の方が車両を使用する場合は「名義変更」、廃車にする場合は「抹消」の手続きを登録機関で行ってください。  
▼譲渡した場合  
登録機関で必ず「名義変更」の手続きを行ってください。  
▼廃車・抹消した場合  
登録機関で必ず「抹消」の手続きを行ってください。

※「車両を利用していない」「公道を走らない」等でも、車両を所有していれば課税されます。  
(具体例)  
●冬期間使用せずに車庫に置いてあるオートバイ  
●車検切れ等の理由により、長期間使用していない車両  
●公道を走らず、牧草地等ノーマービル  
●農業や漁業を営んでいる方で、小型特殊自動車(農耕地含む)を固定資産税(償却資産)として申告されている場合は、ナンバー交付と併せて固定資産税(償却資産)の修正申告をしてください。

申請期限／  
4月23日(木)  
必要書類等／  
●手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など)  
●運転免許証  
●印鑑  
●自動車検査証  
●軽自動車税減免申請書  
※軽自動車税の減免は、毎年申請を行う必要があります。  
※軽自動車税減免申請書は市課税課窓口で配付しているほか、ホームページからもダウンロードできます。

### あなたの車両に「ナンバープレート」はついていますか？

軽自動車税は、該当する車両を所有している方に対して課税されます。  
ナンバープレートを付けていない車両は、必ず各登録機関でナンバー交付を受けてください。(モトクロスバイクやスノーモービル等も含まれます)

### 身体障がい者等の減免申請について

課税対象者で、次の要件のいずれかに該当する方は、申請により課税が免除される場合があります。  
●身体障がい者等が所有する軽自動車等  
●身体障がい者等と生計を同じくする方が所有する軽自動車等  
●身体障がい者等を常時介護する方が運転する軽自動車

※既に自動車税(道税)の減免を受けられている場合や、障がい者等級等によつては、減免の対象にならない場合があります。  
申請・問い合わせ／  
市課税課資産税グループ  
☎2316393  
ホームページ/  
<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/>

### 構造変更車両について

身体障がい者等の利用のため「改造自動車」として登録された軽自動車は、課税が免除される場合があります。